平成２６年（フ）第１９１号
愛知県一宮市西五城字中切678番地１　ハイム西五城Ⅱ101号
債務者　堀田　正哉
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４４３号
大阪府松原市天美北７丁目９番17―107号
債務者　竹村　翔太
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
大阪府松原市天美北７丁目９番17―107号、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子西２丁目11番２号　セルヴィス泉203号
債務者　竹村　由紀
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
大阪府羽曳野市南恵我之荘３丁目２番28号
債務者　岩本光男こと　李　　光男
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５２号
堺市南区桃山台１丁５番２―105号
債務者　岩山　敏子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５４号
大阪府藤井寺市船橋町２番６号、前住所大阪府羽曳野市西浦６丁目435番地の２
債務者　北原　　茜
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
堺市堺区田出井町１番２―3408号
債務者　小笠原　篤
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６５号
大阪府富田林市喜志新家町２丁目５番２号101
債務者　鬼束　功輝
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５７７号
堺市北区南長尾町２丁３番10号　レジーナⅠ弐番館303号
債務者　正木　三夫
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８１号
大阪府藤井寺市小山２丁目６番１―102号
債務者　中尾眞輝代
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８７号
堺市堺区今池町６丁４番39号　三明文化１号
債務者　水井智栄子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９９号
堺市西区津久野町１丁17番９―403号
債務者　臍島久美子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０１号
大阪府河内長野市市町1038―１、住民票上の住所大阪府河内長野市北貴望ケ丘７番４号
債務者　八幡　　満
法定代理人成年後見人　苧田　圭太
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０６号
大阪府富田林市若松町西１丁目1882番地１―504
債務者　西岡　貴子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６２２号
堺市南区桃山台１丁５番２―207号
債務者　齊藤　正雄
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６２５号
堺市西区津久野町１丁１番１―505号
債務者　本田　義一
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４６号
大阪府富田林市須賀３丁目９番25号
債務者　土橋　純子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係